

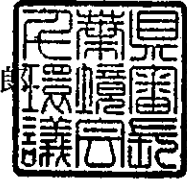


環 第 6 0 6 号
千 環 審 第 9 号
令 和 6 年 9 月 1 2 日

千葉県知事 熊谷俊人 様

千葉県環境審議会

会長 宮脇 健太郎



水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準の
変更等について (答申)

令和6年7月2日付け水保第507号で諮問のあった下記事項については、原案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

- 1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準の変更について
- 2 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について